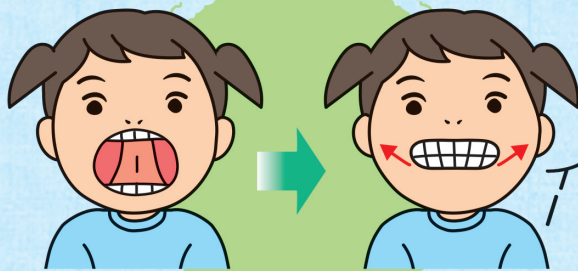


口腔機能発達不全症  
診断・検査用シート&  
口腔筋機能訓練  
患者説明用シート付き

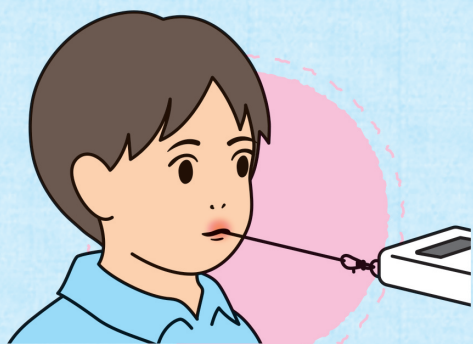


3

患者さんにしっかり説明できる

# 口腔機能発達不全症読本

基本知識・保険算定・医院実例 丸わかり



[監著] 岩本 勉／齊藤一誠／松村香織／鈴木宏樹

[著] 若槻雅敏／安藤壮吾／押村憲昭／稲吉孝介／葉山康臣／馬場 聡／竹山孝明／吉村聡美／福井朝望

## 2026年保険改定対応

この冊子は、2026年度保険改定対応版として作成いたしました。

【該当ページ】

・ CHAPTER 3 口腔機能発達不全症の保険算定について P74～P77

# 1

## 口腔機能発達不全症の診断と保険算定について

松村香織／鈴木宏樹

小児期の口腔機能はつねに、機能の発達・獲得(ハビテーション)の過程にあり、各成長のステージにおいてつねに正常な状態も変化します。機能の発達が遅れているか、誤った機能の獲得があれば、その修正や回復を早い段階で行うことが重要になります<sup>1</sup>。器質的に異常はないが、正常な口腔機能の獲得が遅れている状態を適切に評価し、正しい成長に導くために対応することが重要です。

令和6年度の診療報酬改定において、小児口腔機能管理料が見直され、口腔機能発達不全症の診査において、口唇閉鎖力検査に加え、新たに舌圧検査が保険収載されました。口腔機能発達不全症は、いままさに一般歯科診療所での取り組みが求められています。本章では、口腔機能発達不全症の保険診療について解説します。

口腔機能低下症は診療報酬上、以下のように取り扱われます<sup>1</sup>。

**病名**：口腔機能発達不全症。

**診断基準**：チェックリスト(資料1, 2)のA機能における「食べる機能」「話す機能」のC項目において、2つ以上のD該当項目にチェックがついたものを「口腔機能発達不全症」と診断します。なお離乳完了前はC-1～C-9を、離乳完了後はC-1～C-6のC項目を1つ含むこととします。

**算定要件**：上記の診断基準に該当する場合、歯科疾患管理料(歯管)を算定することが可能です。これに加えて、患者が18歳未満でチェックリストの該当項目が3項目以上の場合、小児口腔機能管理料(小機能)1を、2項目の場合は小機能2を算定することができます(図1)。

小児口腔機能管理料(小機能)は口腔機能の発達不全を認める18歳未満の患者に対して、正常な口腔機能の獲得を目的として診療を行った場合に算定できます。以前、15歳から17歳の患者については、15歳の誕生日までに管理を開始した場合のみが保険算定の対象でしたが、令和4年度診療報酬改定で15歳を過ぎて管理を開始した場合でも算定可となりました<sup>3</sup>。

小機能は歯科疾患管理料(歯管)または歯科特定疾患療養管理料(特疾患)を算定した患者でかつ、口腔機能発達不全症と診断され、正常な口腔機能の獲得を目的として継続的な指導および管理を実施する場合に小児口腔機能管理料を月1回算定できます(図2)。

小児口腔機能管理料は従来3項目以上に該当する場合に月1回60点の算定が可能でしたが、令和8年度の診療報酬改定で、チェックリストにおいて3項目以上に該当する者を対象とする小機能1(90点)、2項目に該当する者を対象とする小機能2(50点)に変更されました。また、歯科衛生士の口腔機能に関する実地指導は、歯科衛生実地指導料の加算ではなく口腔機能実地指導料(口指導)(46点)として月1回算定できるようになりました(図3, 4)<sup>2</sup>。問診、口腔内所見や口腔機能チェックリスト(CHAPTER 2参照)の情報から口腔機能の発達不全が疑われる患者に対し、口腔機能発達不全症の診断を目的として検査を実施します。

保険点数として算定できるのは①口唇閉鎖力をみる小児口唇閉鎖力検査(小口唇)、②舌圧をみる舌圧検査(舌圧)です(図5)。施設基準はなく、検査料算定にあたっての届け出は不要です。

▶口腔機能発達不全症に関連する診療報酬について

<口腔機能発達不全症の診断基準>

チェックリストのA機能における「食べる機能」「話す機能」のC項目において、2つ以上のD該当項目にチェックがついたものを「口腔機能発達不全症」と診断する。なお、離乳完了前はC-1～C-9を、離乳完了後はC-1～C-6のC項目を1つ含む。

口腔機能発達不全症と診断された18歳未満の患者

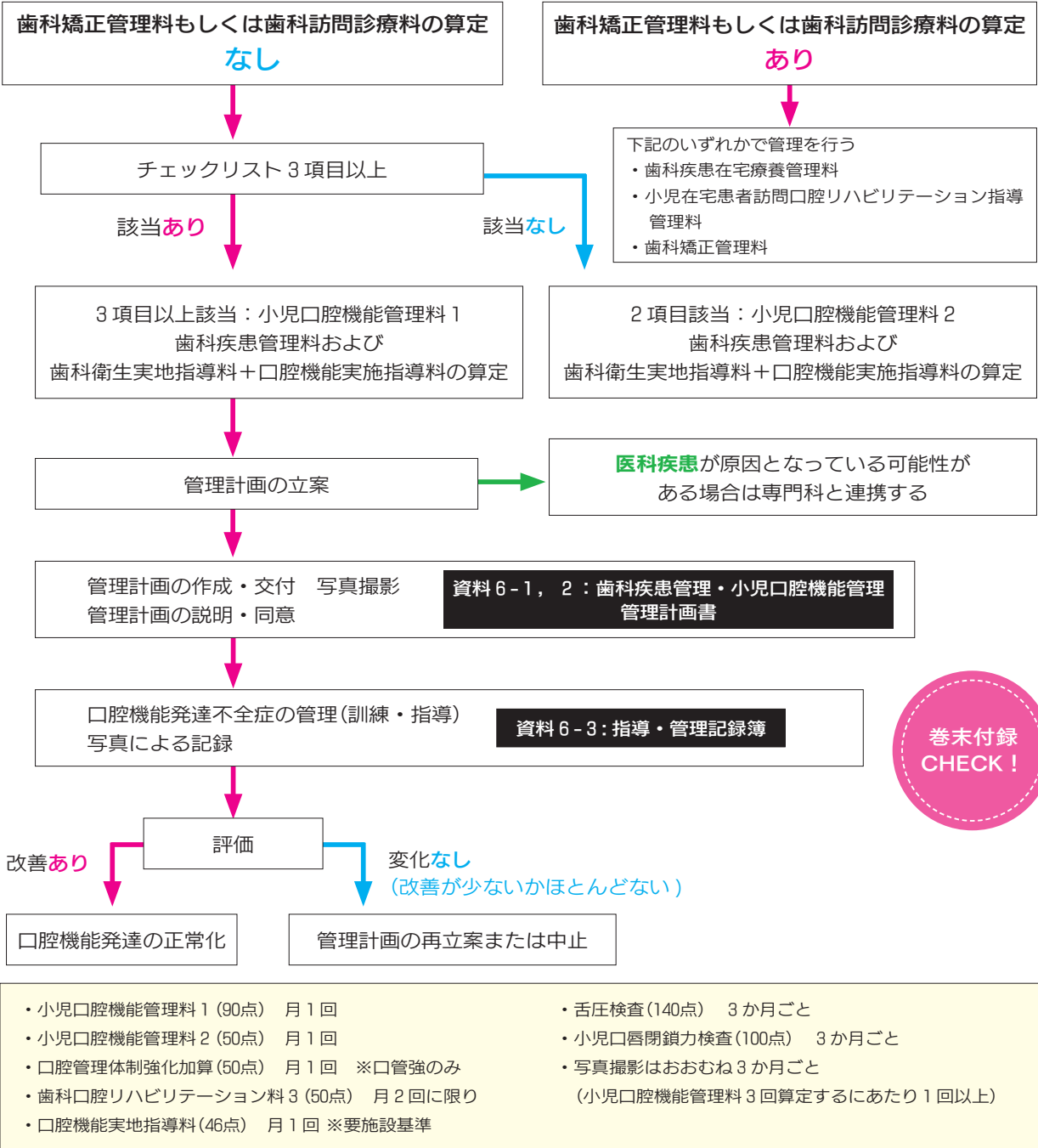


図1 口腔機能発達不全症に関連する診療報酬についてフローチャートで表示するとこのようになる(参考文献2より引用改変)。

▶小児口腔機能管理に関連する保険算定の例(小児口腔機能管理料1に該当する場合)

初回検査月	2か月	3か月	4か月
小児口腔機能管理料1(90) 口腔管理体制強化加算(50) <sup>※</sup> 口腔機能実地指導料(46) <sup>※※</sup> 舌圧検査(140) 口唇閉鎖力検査(100) 歯リハ3*(50) 月2回に限り	小児口腔機能管理料1(90) 口腔管理体制強化加算(50) <sup>※</sup> 口腔機能実地指導料(46) <sup>※※</sup> 歯リハ3*(50) 月2回に限り	小児口腔機能管理料1(90) 口腔管理体制強化加算(50) <sup>※</sup> 口腔機能実地指導料(46) <sup>※※</sup> 歯リハ3*(50) 月2回に限り	小児口腔機能管理料1(90) 口腔管理体制強化加算(50) <sup>※</sup> 口腔機能実地指導料(46) <sup>※※</sup> 舌圧検査(140) 口唇閉鎖力検査(100) 歯リハ3*(50) 月2回に限り
526点	286点	286点	526点

<sup>※</sup>口腔管理体制強化加算の施設基準を満たす診療所のみ  
<sup>※※</sup>文書提供およびカルテに指導内容の記載が必要。施設基準を満たす診療所のみ  
<sup>\*</sup>歯リハ3：歯科口腔リハビリテーション料3

図2 18歳未満の口腔機能発達不全症患者に対してチェックリストで3項目以上に該当する場合は小児口腔機能管理料1(90点)が毎月算定できる。口管強の施設基準を満たす診療所では口腔機能管理強化加算50点が加算される。口腔機能の管理目的に実施した舌圧検査、小児口唇閉鎖力検査は併算定可能である(参考文献2より引用改変)。

▶小児口腔機能管理料の保険算定について

小児口腔機能管理料 1 (90点) 月1回 小児口腔機能管理料 2 (50点) 月1回 + 歯科口腔リハビリテーション料3 (50点) 月2回に限り
口腔管理体制強化加算 (50点) 小児口腔機能管理料に対する加算 口管強のみ算定可能(要施設基準)
口腔機能実地指導料(46点) 歯科衛生士による口腔機能に関する実地指導に対して算定(要施設基準)

図3 令和8年度の診療報酬改定において、小児口腔機能管理料(小機能)はチェックリストにおいて3項目以上に該当する者を対象とする小機能1(90点)、2項目に該当する者を対象とする小機能2(50点)に再編された。また、歯科衛生士の口腔機能に関する実地指導は、歯科衛生実地指導料の加算ではなく口腔機能実地指導料として独立して算定できるようになった(参考文献2より引用改変)。

## ▶ 歯科口腔リハビリテーション料 3 および口腔機能実地指導料算定時の注意点

## 歯科口腔リハビリテーション料 3 (一口腔につき) 月 2 回に限り

- 1 口腔機能の発達不全を有する18歳未満の患者の場合 50点
- 2 口腔機能の低下を来している患者の場合 50点

口腔機能発達不全を有する18歳未満の患者および口腔機能低下を来している患者に指導訓練を行った場合の評価

## 注意

- ・ 1 については、小児口腔機能管理料または歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)を算定する患者に対し必要な指導および訓練を行った場合、月 2 回に限り算定する。
- ・ 摂食機能療法を算定した日には算定不可。
- ・ 歯リハ 1, 2 との同日併算定可。
- ・ カルテに指導・訓練内容を記載する。

## 口腔機能実地指導料 46点 月 1 回

口腔機能の発達不全を有する患者または口腔機能の低下を来している患者に対して、歯科衛生士が歯科医師の指示を受けて口腔機能に係る指導を行い、指導内容に係る情報を文書により提供した場合に月 1 回算定する。

施設基準：

- 1 口腔機能の指導等に係る適切な研修を受けた歯科衛生士が 1 名以上配置されていること。
- 2 歯科衛生士が口腔機能の指導を行うための設備及び体制を有していること。

## 注意

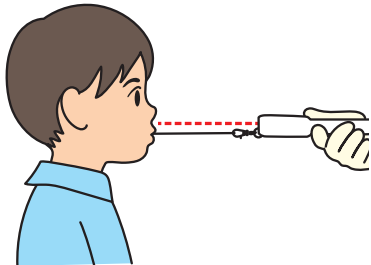
- ・ 口腔機能実地指導料の文書記載・カルテ記載が必要。
- ・ 歯リハ 3 を算定した日において、歯リハ 3 で行う指導・訓練の内容と重複する場合は当該加算は算定できない。

図 4 歯リハ 3 は摂食機能療法と同日算定不可、歯リハ 1, 2 との併算定は可となっている。口腔機能実施指導料は、歯リハ 3 と別の内容で指導を行い、その内容等についてカルテに記載する必要がある(参考文献 2 より引用改変)。

## ▶ 口腔機能発達不全症に関連する検査

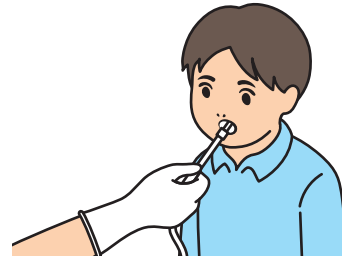
## 小児口唇閉鎖力検査 100点

口唇閉鎖力測定器を用いて、  
口唇閉鎖力を測定する検査



## 舌圧検査 140点

舌を口蓋部に押し上げるときの圧力を  
舌圧計を用いて測定する検査



3 か月に 1 回算定可能

図 5 小児口唇閉鎖力検査、舌圧検査の算定。舌圧検査、小児口唇閉鎖力検査ともに口腔機能発達不全症診断後の患者については 3 か月に 1 回算定ができる(参考文献 2 より引用改変)。